

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給に関する事務要領

国富町保健介護課

平成12年4月 1日

（趣旨）

第1条 この事務要領は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給に関する必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の対象者は、居宅要介護（要支援）被保険者とする。

（支給限度基準額）

第3条 支給限度基準額は、10万円とする（要介護状態区分にかかわらず定額）。

（支給限度額管理期間）

第4条 支給限度額管理期間は、1年間（各年の4月1日から12か月間）とする。ただし、既に購入した特定福祉用具が破損した場合、介護の必要の程度が著しく高くなった場合及びその他特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回に限る（介護保険法施行規則第70条）。

（支給対象種類）

第5条 福祉用具購入費の支給対象種類は、次のとおりとする（平成11年3月31日厚生省告示第94号）。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
 - ① 入浴用いす
 - ② 浴槽用手すり
 - ③ 浴槽内いす
 - ④ 入浴台
 - ⑤ 浴室内すのこ
 - ⑥ 浴槽内すのこ
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトのつり具の部分
- (7) 入浴用介助ベルト

（福祉用具給付状況の確認）

第6条 介護支援専門員は、居宅要介護（介護予防）被保険者から福祉用具購入の申し出があったときは、「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入に係る確認書」により、給付状況の確認をするものとする。

（福祉用具購入の確認）

第7条 保険介護課長は、前条の確認依頼があったときは、その内容を調査し、「介護保険居宅介

護（介護予防）福祉用具購入に係る確認書」により、介護支援専門員に通知するものとする。

（支給の申請）

第8条 支給の申請は、給付対象者又はその家族が「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出するものとする。

（支給の決定）

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査後、「介護保険償還払い支給（不支給）決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の交付等）

第10条 給付金は、「介護保険償還払い支給（不支給）決定通知書」により通知後、交付するものとする。

（給付金の返還）

第11条 町長は、福祉用具購入を行った者が、その目的に反して使用した場合は、給付の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

福祉用具購入フローチャート

